

第2次南陽市農業振興計画

(令和7年度～令和16年度)

令和7年3月

南陽市 農林課

は じ め に

本市の農業は、恵まれた自然環境のもと稲作や畑作、果樹などの複合的な形態で営まれ、基幹産業のひとつとして市勢伸展の礎となってきました。

本市では、平成30年9月に「南陽市農業振興計画」を策定し、様々な地域資源を土台として、経営体の育成や生産基盤整備、生産振興、産地づくりなど、農業の持続的発展を図るため多様な担い手の育成をテーマに各施策の推進に努めてまいりました。

しかしながら、今日の農業を取り巻く環境は、人口減少、少子高齢化に伴う農業者の減少や農山村地域の過疎化の進展、国内市場の縮小などの構造的課題を抱えているほか、地球規模では世界の食料需給の変動や異常気象の頻発に起因する生産の不安定化、穀物価格の高騰など、平時における食料安全保障が新たな課題となっています。

このような中で、国では食料・農業・農村基本法を一部改正し、食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展のための生産性の向上、農村における地域社会の維持等を図るため、基本理念を見直すとともに、関連する基本的施策を定めました。

本市におきましては、食料・農業・農村基本法の改正を踏まえ、第1次計画の各種施策を総括するとともに、本市農業の現状や取り巻く環境の変化を的確にとらえ、新たな課題等に対応した実効性の高い計画として「第2次南陽市農業振興計画」を策定しました。

本計画では、本市の農業のあるべき姿を示すとともに、その実現に向け、今後10年間になすべき施策の方向性と取り組むべき事項を定め、将来像「つながり つどい 力強い成長を続ける南陽市農業」の実現に向けて、農業人材の確保、農業者の所得向上、環境保全、リスク管理の4つの目標を掲げ取組を加速させてまいります。

本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました南陽市農業振興地域整備促進協議会委員の皆様をはじめ、関係者の皆様に対し、心から感謝を申し上げますとともに、計画実現に向けたご理解とお力添えをお願い申し上げます。

令和7年3月

南陽市長 白岩 孝夫

目次

第1章 計画策定の考え方.....	1
第1節 策定の目的.....	1
第2節 計画の位置付け.....	1
第3節 計画期間.....	1
第2章 南陽市及び南陽市農業の概要.....	2
第1節 南陽市の概要.....	2
第2節 農業の概要（本市農業の現状）.....	3
1 農家数.....	3
2 基幹的農業従事者.....	5
3 担い手.....	6
4 経営耕地面積.....	7
5 農用地の利用集積.....	8
6 農業産出額.....	8
7 有害鳥獣被害対策.....	9
8 農業生産基盤.....	10
9 農業を取り巻く国内外の情勢.....	11
第3節 南陽市農業振興計画（平成30年度～令和6年度）の成果と課題.....	12
1 成果指標の達成状況.....	12
2 各政策、取組の実績から見える現状と課題.....	14
第4節 現状分析と施策の方向性.....	20
1 SWOTによる現状分析.....	20
2 クロスSWOT分析.....	21
3 現状分析のまとめ.....	21
第3章 基本計画.....	22
第1節 将来像及び基本目標.....	22
1 将来像.....	22
2 基本目標.....	22
第2節 施策の展開.....	23
1 施策の体系.....	23
2 施策の展開.....	24
基本目標1 人材確保.....	24
基本方針1 担い手の育成と確保.....	24
施策1 新規就農者の発掘と育成.....	24
施策2 経営体の経営発展・経営基盤強化.....	24
施策3 担い手への集積・集約化の推進.....	24
基本方針2 多様な農業人材の確保.....	25

施策1	農福連携、女性の参画促進、高齢農業者の活動促進	25
基本目標2	所得向上	26
基本方針1	農業生産基盤の強化	26
施策1	農業生産基盤整備の推進	26
施策2	先端技術活用による生産性向上	26
基本方針2	農産物の生産振興	27
施策1	稲作の振興	28
施策2	土地利用型作物の振興	28
施策3	園芸作物（野菜・花き）の振興	28
施策4	果樹の振興	28
施策5	畜産の振興・構築連携の推進	29
基本方針3	農産物のブランド化と販路拡大	30
施策1	農産物のブランド化の推進	30
施策2	農産物の販路拡大・輸出促進	30
施策3	6次産業化（地域資源活用価値創出対策）の推進	30
基本目標3	環境保全	31
基本方針1	環境にやさしい農業の推進	31
施策1	環境保全型農業の推進	31
基本方針2	地産地消と食育の推進	31
施策1	地産地消及び食育の推進	31
基本方針3	農村の多面的機能の確保	32
施策1	農山村地域の活性化	32
施策2	鳥獣被害対策の推進	32
基本目標4	リスク対策	33
基本方針1	災害等に強い農業の推進	33
施策1	セーフティネット対策の促進	33
施策2	防災・減災機能の維持強化	33
第3節	成果指標	34
第4章	計画の推進体制及び進行管理	36
第1節	計画の推進体制	36
第2節	計画の進行管理	36
参考	計画策定の経過	37

第1章 計画策定の考え方

第1節 策定の目的

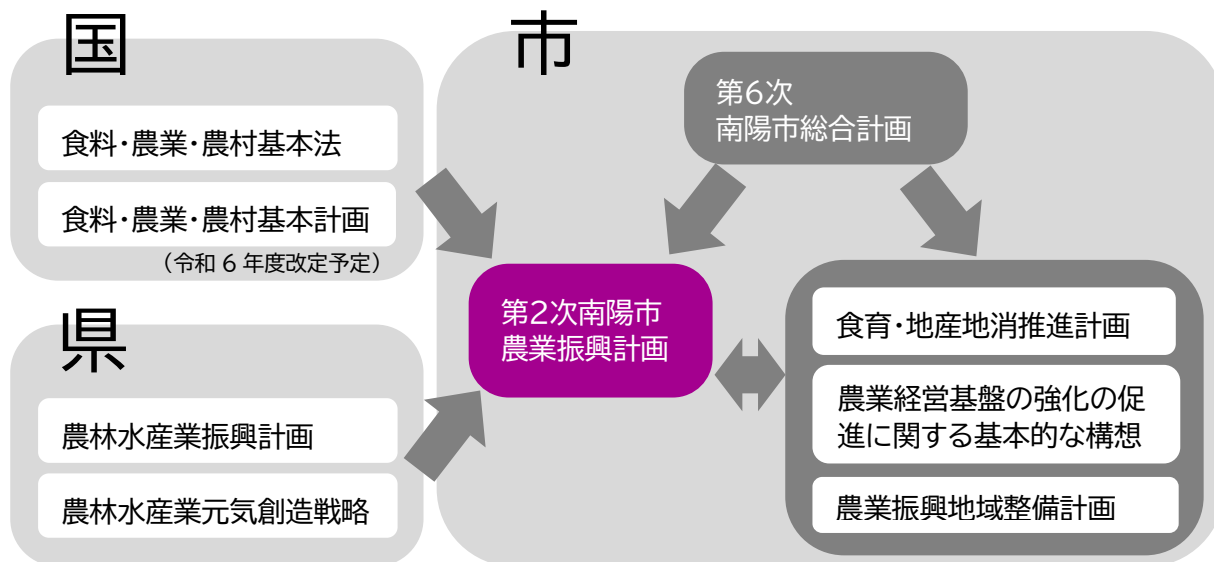
本市では、これまで平成30年9月に策定した「南陽市農業振興計画」に基づき、地域の活力を生み出し、働きがいのあるまちを目指して、農業振興に係る様々な施策を展開してきました。

しかしながら、農業を取り巻く環境は、農業者の高齢化や人手不足、耕作放棄地の増加をはじめ、近年における世界の食料需給の変動、地球温暖化の進行、我が国における人口の減少、さらには、食料、農業及び農村をめぐる諸情勢の変化等があり、農業経営に大きく影響を及ぼしています。このような中で、国では食料・農業・農村基本法を一部改正し、食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展のための生産性の向上、農村における地域社会の維持等を図るために基本理念を見直すとともに、関連する基本的施策を定めました。

本市では農業所得の向上と農業経営の安定化を図り、持続可能な地域農業を確立していくために、本市の農業の目指すべき姿とその実現方法を具体的に示す「第2次南陽市農業振興計画」を策定し、各種施策を総合的かつ計画的に推進することにより、本市農業の一層の振興を図ります。

第2節 計画の位置付け

本計画は、市の最上位計画である第6次南陽市総合計画及び関連計画との整合性を図りつつ、本市の農業振興を総合的かつ計画的に推進するための指針を示したものです。



第3節 計画期間

この計画の期間は、令和7年度から令和16年度までの10年間とします。計画期間中、社会経済情勢の変化など、必要に応じて計画の見直しを行います。

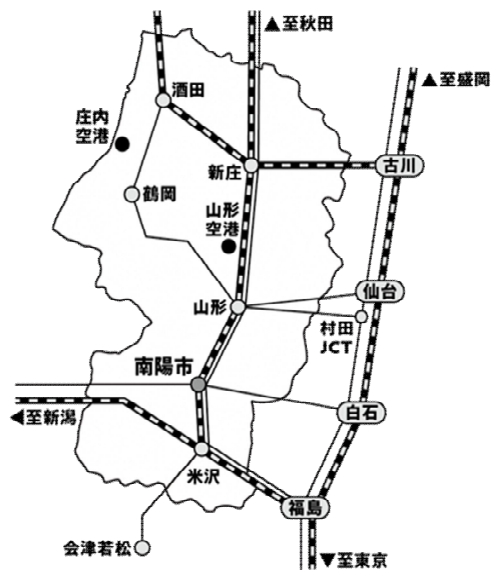
第2章 南陽市及び南陽市農業の概要

第1節 南陽市の概要

南陽市は、山形県の南部、置賜盆地の東北部に位置し、山形県の形を人間の横顔に見たてると「エクボ」に位置しています。

北緯 $38^{\circ} 3' 18''$ 、東経 $140^{\circ} 8' 53''$ を中心に広さは、東西が 14.8 km、南北が 22.6 km の総面積 160.52 km² で、西洋なしに似た形となっています。

北端に標高 994m の白鷹山がそびえ、この山塊を源にして南北に吉野川、織機川が流れ、市の端を南から西に流れる最上川とそれぞれ合流し、置賜盆地の一部を構成するこれらの河川の扇状地を中心に市街地と穀倉地帯が広がっています。



このため東に奥羽山脈、南から西にかけて吾妻山系と飯豊山系の山並みが眺望でき、南に肥沃で広大な優良農地が拓けた田園地帯と丘陵の傾斜を利用した果樹、野菜、畜産等を組み合わせた緑豊かな農村地帯として、米、野菜のほかにさくらんぼやぶどう、りんご・西洋梨など多くの農産物が市の特産品となっています。

交通網については、東北中央自動車道南陽高島 I C に接続しており、国道 13 号が南北に縦断、国道 113 号と 348 号が東西に横断しているのに加え、J R 山形新幹線や第 3 セクターであるフラワー長井線が通っており、県南における交通の要衝となっています。観光資源としても、開湯 930 有余年を誇る赤湯温泉を中心

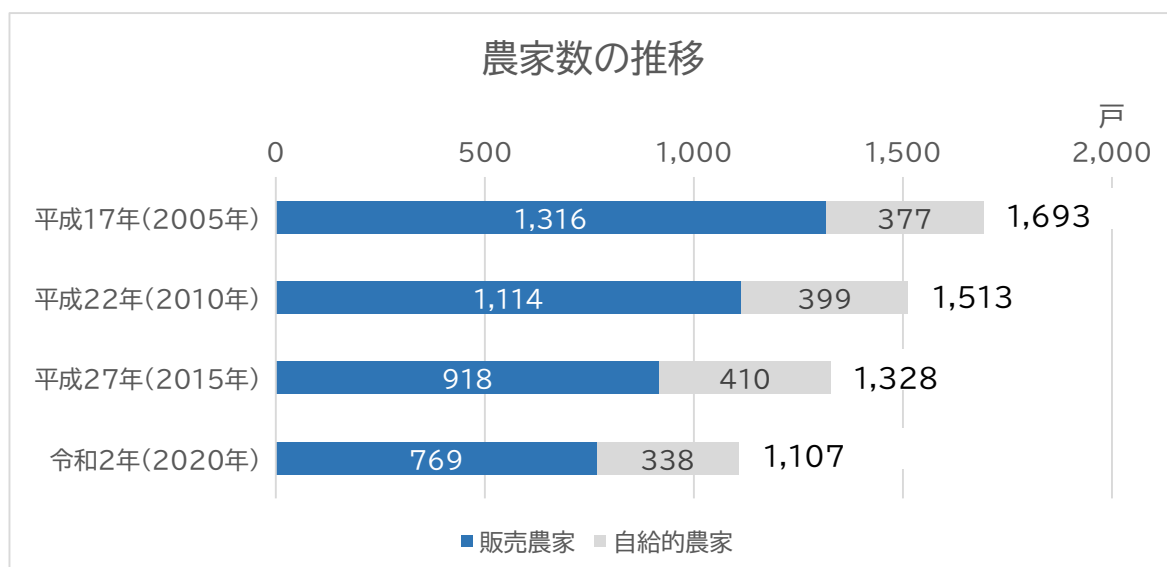
に烏帽子山公園、双松公園、中央花公園、スカイパーク、また歴史の香る熊野大社や烏帽子山八幡宮、そして東北最大の稲荷森古墳、また伝説と民話の“夕鶴の里語り部の館”や結城豊太郎記念館や最大の木造のコンサートホールでギネス世界記録に認定された文化会館など数多くの名所旧跡や文化施設、自然景観に優れた白竜湖などがあり、恵まれた地理的条件にあります。



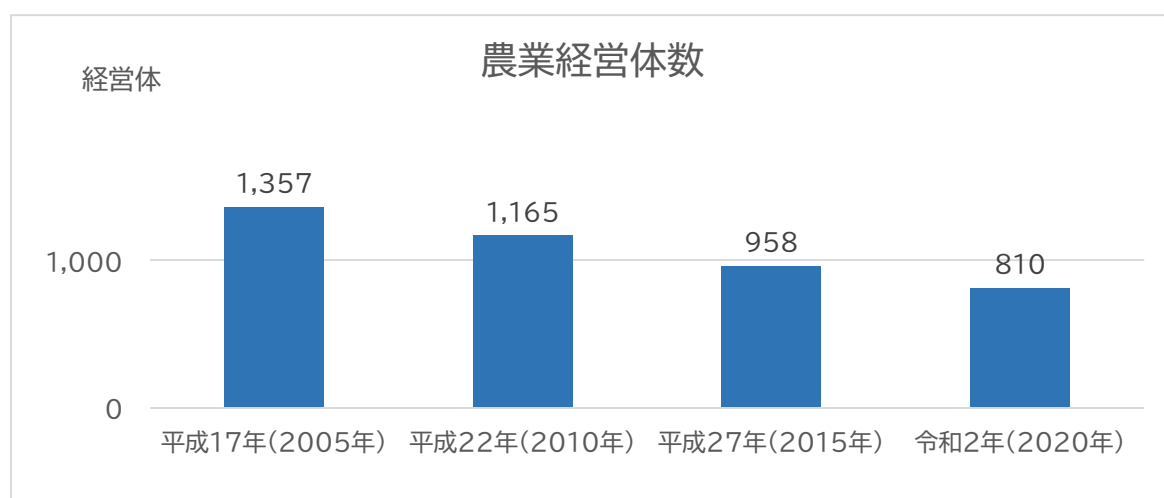
第2節 農業の概要(本市農業の現状)

1 農家数

本市の農家数は、令和2年（2020年）が1,107戸となり、最近15年では平成17年（2005年）の65%程度まで減少しています。このうち、販売農家数は769戸、農業経営体でも810経営体となり、いずれも減少傾向が続いています。



資料：農林業センサス



資料：農林業センサス

農家：経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は10a未満であっても1年間における農作物販売金額が15万円以上あった世帯をいう。

販売農家：経営耕地面積が30a以上又は1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

自給的農家：経営耕地面積が30a未満又は1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。

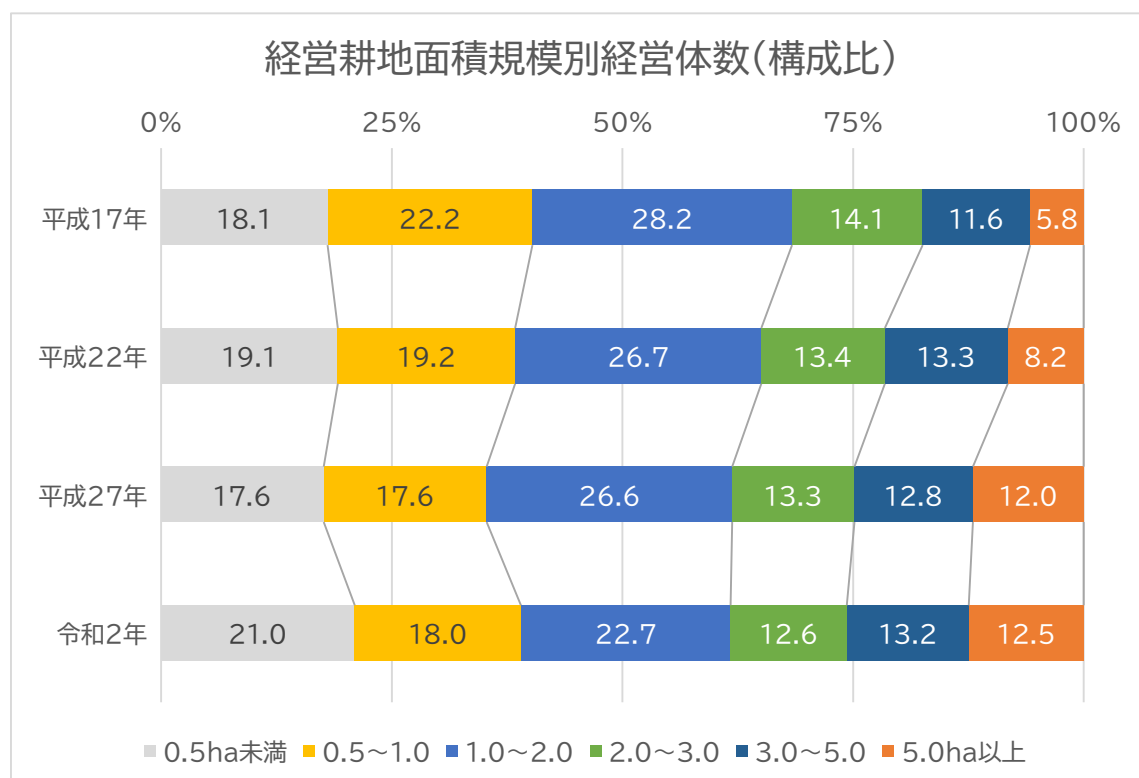
農業経営体：（1）経営耕地面積が30a以上の規模の農業、（2）農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が農林業経営体の外形基準以上の農業、（3）農作業の受託事業のいずれかに該当する事業を行うものをいう。

農業経営体を経営耕地面積規模別でみると、1.0～2.0ha が22.7%と最も多く、次いで0.5ha未満の経営体が21.0%を占めています。全体としては、いずれの規模も減少又は横ばい傾向にあるものの、全体の構成割合としては2.0ha以上の経営規模の経営体が占める割合が増加しており、農地の集積、集約化が進展している状況にあります。

経営耕地面積規模別経営体数

(単位：経営体)

年次	計	0.5ha未満	0.5～1.0	1.0～2.0	2.0～3.0	3.0～5.0	5.0ha以上
平成17年	1,357	245	301	382	192	158	79
平成22年	1,165	223	224	311	156	155	96
平成27年	958	169	169	255	127	123	115
令和2年	810	170	146	184	102	107	101

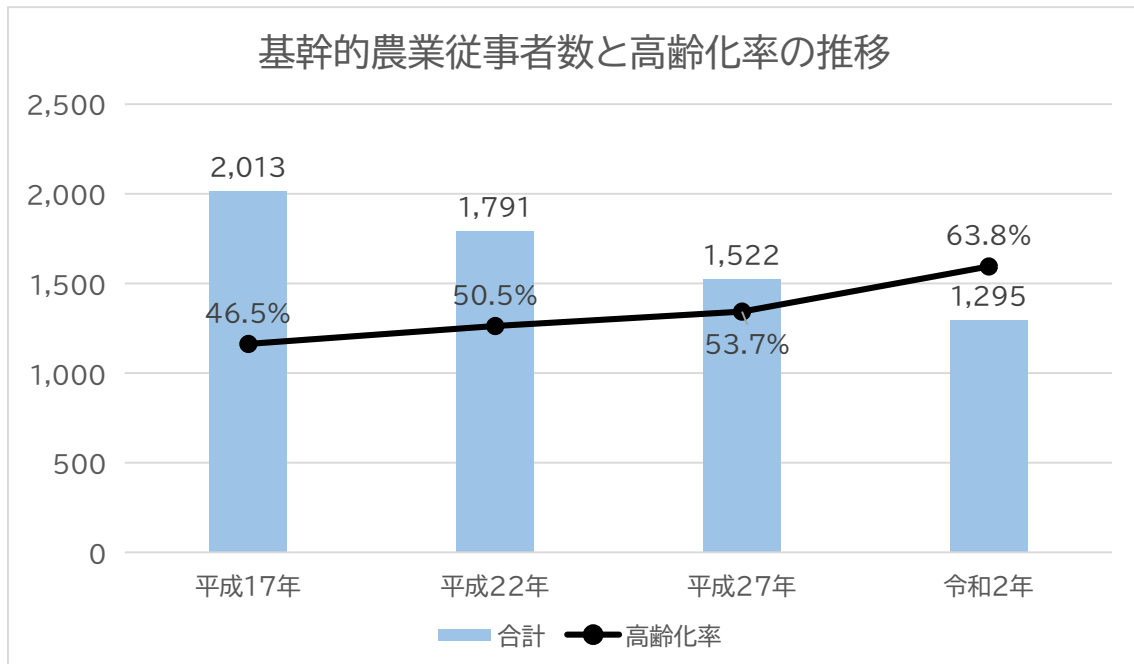


資料：農林業センサス

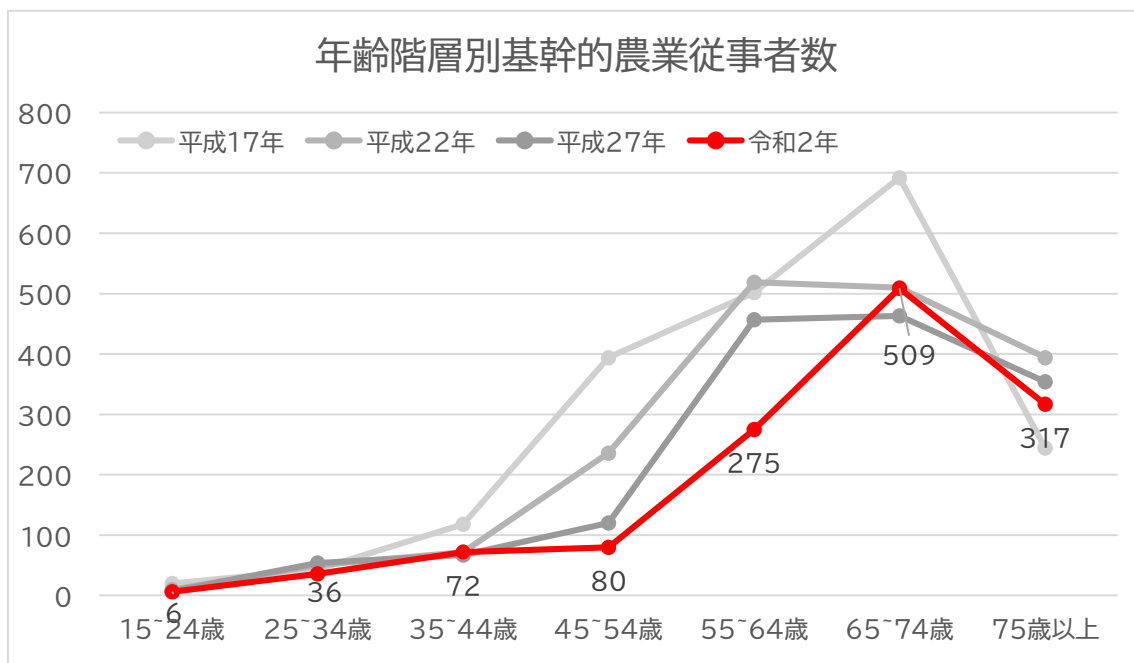
2 基幹的農業従事者

本市における基幹的農業従事者（15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者）の数は、令和2年（2020年）に1,295人となり、この15年間で約4割弱減少しています。また、令和2年の基幹的農業従事者における高齢化率（65歳以上）は63.8%となり、高齢化がさらに進展している状況にあります。

年齢階層別に基幹的農業従事者をみると、65歳から74歳までが最多層を形成しており、55歳以上の世代が主力を担っている状況にあります。



資料：農林業センサス

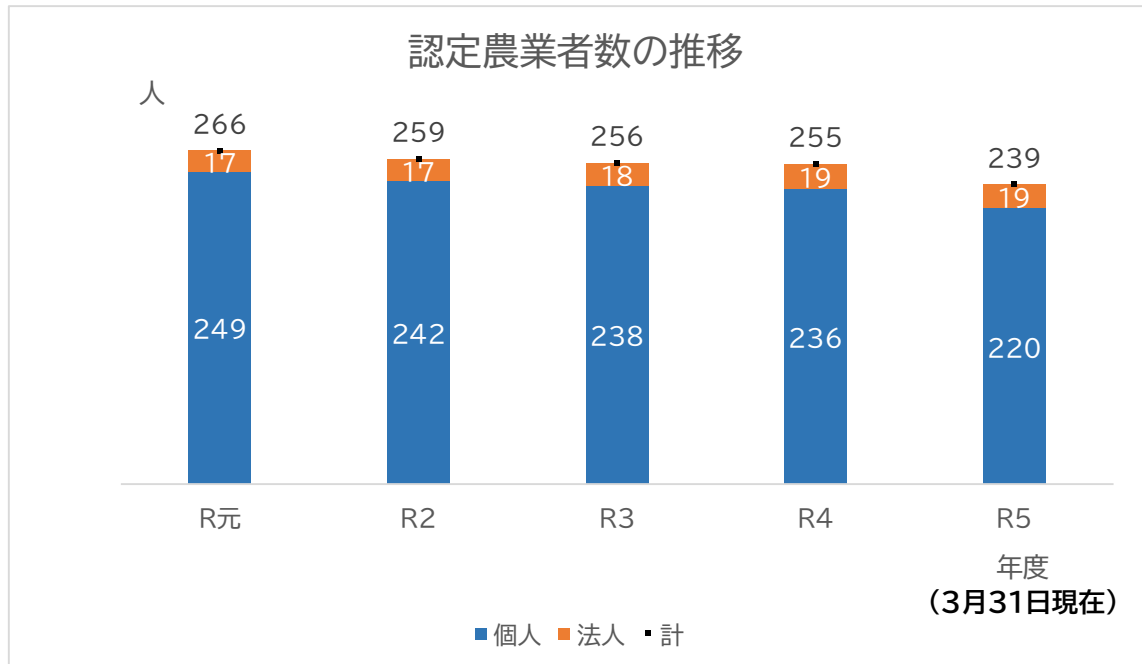


資料：農林業センサス

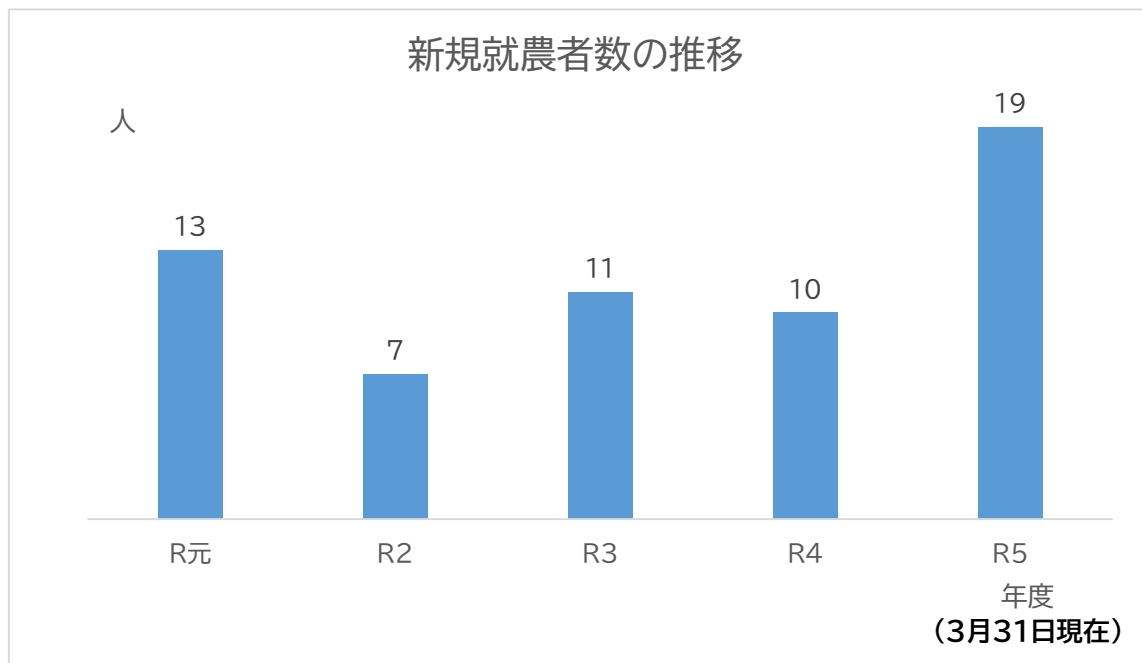
3 担い手

本市農業の中心的な担い手である農業経営改善計画の認定を受けている認定農業者は、令和5年度末現在で239人となっており、減少傾向が続いています。

また、本市農業の将来の担い手となる新規学卒者やUターン就農者などの新規就農者は、最近5年間では7人～19人の間で推移しています。



資料：農林課

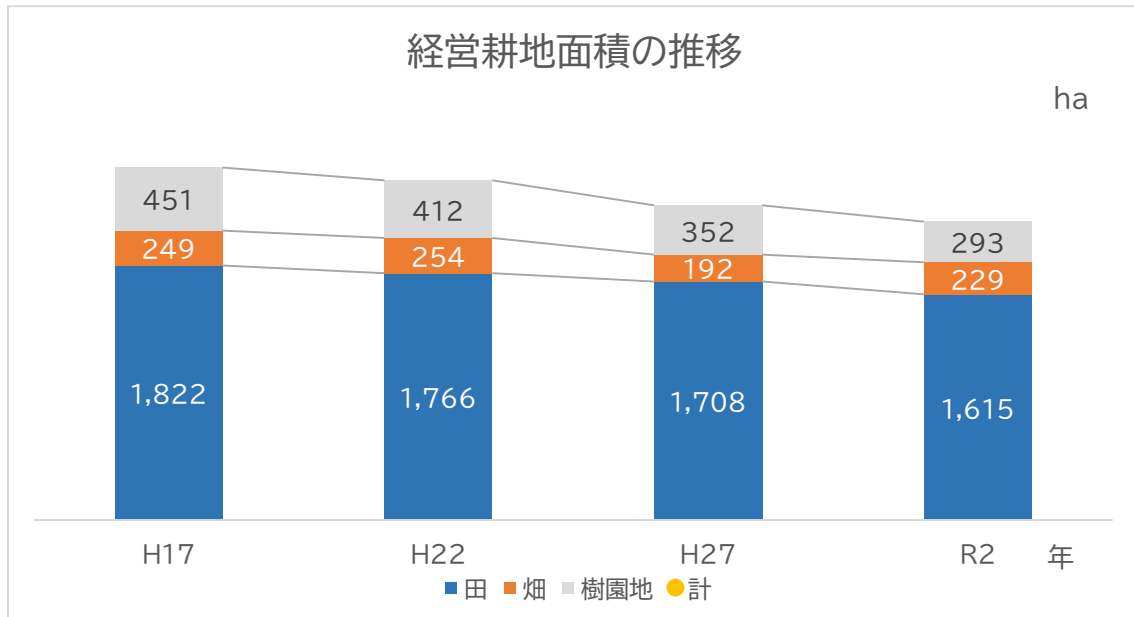


資料：農林課

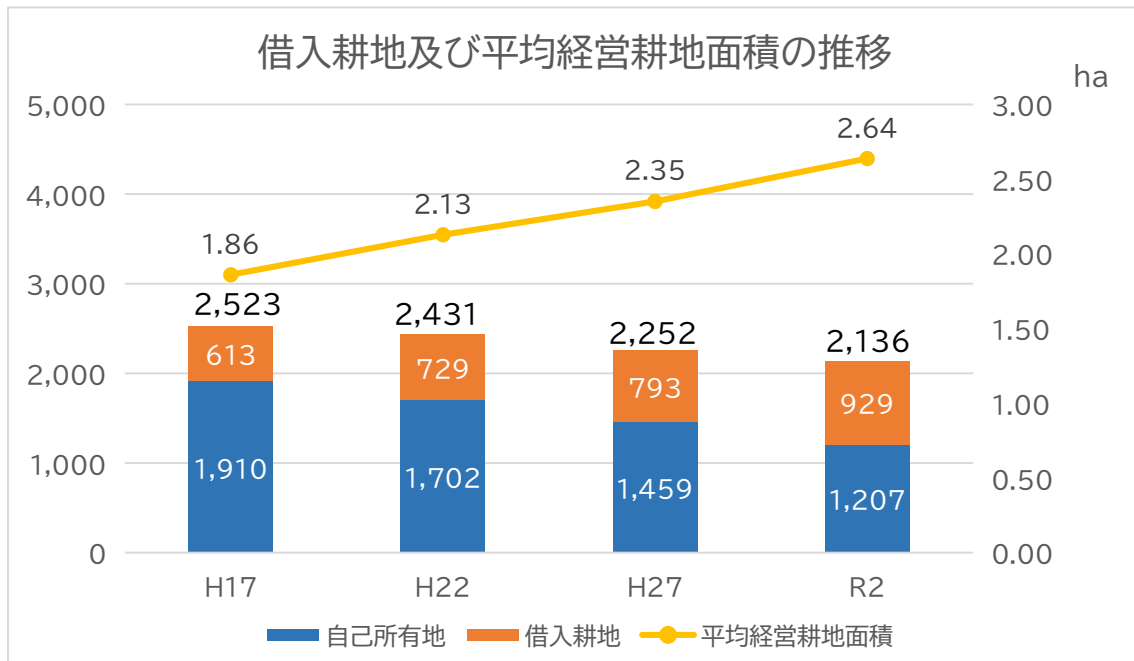
4 経営耕地面積

経営耕地面積は、令和2年（2020年）現在、2,136haであり、平成17年度と比較すると387ha、約15%減少しています。令和2年の経営耕地面積を地目別にみると、田が1,615ha（75.6%）、畑が229ha（10.7%）、樹園地が293ha（13.7%）となっています。

また、令和2年の借入耕地面積は929ha、1農業経営体当たりの平均経営耕地面積は2.64haといずれも増加傾向にあり、農地の流動化及び集約化が進展しています。



資料：農林業センサス



資料：農林業センサス

5 農用地の利用集積

農地中間管理事業による農用地の利用集積面積は、年々増加傾向にあり、認定農業者など意欲ある担い手への利用集積が進んでいます。(単位：ha)

年度	R元	R2	R3	R4	R5
農用地の利用集積(機構からの貸付)面積	58.0	40.2	42.3	75.5	78.6

資料：農林課

6 農業産出額

農業産出額は、令和4年が90億4千万円となり、この5年間では概ね90億円前後で推移しています。令和4年の内訳をみると、果実が41億3千万円（構成比45.6%）と最も高く、次いで豚が17億2千万円（構成比19.0%）、米が12億7千万円（構成比14.0%）、乳用牛が8億5千万円（構成比9.4%）の順となっており、近年では養豚業が大きく増加している状況にあります。

区分	農業産出額（千万円）				
	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年
産出額計 ①+②	871	891	940	879	904
①耕種計	605	626	667	601	613
・米	158	163	156	126	127
・雑穀	0	0	0	0	0
・豆类	0	0	0	0	0
・いも類	0	0	1	0	0
・野菜	60	67	74	64	59
・果実	375	383	423	399	413
・花き	7	9	9	8	9
・工芸作物	1	1	0	0	0
・その他作物	3	X	X	X	X
②畜産計	266	264	273	277	291
・肉用牛	31	28	27	31	33
・乳用牛	92	91	90	87	85
・豚	139	145	156	159	172
・鶏	1	0	0	1	1
・その他畜産物	2	0	0	0	0

※秘密保持の観点から、統計数値が公表されていないものを「X」で表示しています。

資料：農林水産省 市町村別農業生産額（推計）

7 有害鳥獣被害対策

令和元年度以降、イノシシによる農業被害が増加しており、被害対策として鳥獣被害対策実施隊による捕獲活動を行うとともに、獣害対策事業として農地における電気柵等の設置補助を実施しています。令和4年度は豚熱等の影響によりイノシシの捕獲頭数が減少したものの、令和5年度以降は捕獲頭数が増加に転じています。

有害鳥獣捕獲許可及び捕獲数の推移

年度	許可 件数	捕獲数						
		鳥 類	獣 類					
			計	ノウサキ	クマ	イノシシ	ハクビシ	タヌキ
R 元	15	1,252	71	0	2	69	-	-
R 2	29	804	180	0	11	169	-	-
R 3	21	62	199	0	8	191	10	18
R 4	18	361	103	1	6	84	7	5
R 5	21	376	183	0	6	172	1	4

資料：農林課

獣害対策事業の状況

年度	件数	事業内容	事業費(円)	補助金額(円)
R 元	59 件	電気柵 (54 件、20,550m) 捕獲罠 (5 件)	8,397,239	3,847,000
R2	56 件	電気柵 (52 件、23,115m) 捕獲罠 (4 件)	9,852,804	4,357,000
R3	78 件	電気柵 (72 件、26,786m) 捕獲罠 (6 件)	13,017,088	5,831,000
R4	37 件	電気柵 (33 件、16,230m) 捕獲罠 (4 件)	6,918,082	2,976,000
R5	44 件	電気柵 (34 件、8,791m) 捕獲罠 (10 件)	5,938,631	2,674,000

資料：農林課

8 農業生産基盤

本市では、水田を中心に土地改良法施行以前の大正時代から基盤整備が進められており、令和6年現在においては、漆山地区の基盤整備事業1件が実施されています。令和6年度末の事業進捗率は67.9%の見込みです。

漆山地区 水田農業低コスト・高付加価値化基盤整備事業の概要

受益面積	63.5ha
受益者数	90人
事業期間	令和2年度～令和9年度
事業費	15億26百万円



農業基盤整備事業の推移

事業期間	地区数	地区名	受益面積 (ha)
～S30年	3	梶塚、郡山、三間通	155.0
～S40年	4	築場、梨郷、赤湯、鍋田	232.3
～S50年	17	宮内、蒲生田、梨郷、松沢、高梨、中ノ目、和郷東部、川樋、金山、和郷、金沢、矢ノ目、鉄道東、鵜ノ木、赤沢、法師柳、元中山	1,186.7
S51年以降	7	島貫、太郎、居残沢、朴ノ木沢、小岩沢水上、小滝西沢	16.8
R2年～R9年	3	漆山、砂塚、池黒	63.5

9 農業を取り巻く国内外の情勢

国際情勢を見ると、2022年（令和4年）に世界人口が80億人を突破し、新興国や途上国を中心に人口の急増が続いており、世界の食料需要が増加しています。しかしながら、異常気象の頻発や国際的な紛争等に起因した生産の不安定化、穀物価格の高騰がみられる状況にあります。また、国際的な経済力の変化と我が国の経済的地位の低下により輸入国としての影響力の低下が見られることなどから、平時における食料安全保障が課題となっています。

次に国内の情勢を見ると、我が国の人口減少、少子高齢化は国内市場の縮小を招いており、将来的な国内市場への投資の減少が懸念されています。また、食品流通の分野においては、2030年（令和12年）頃に輸送能力の約2割が不足する見込みであることや、トラックを含む自動車運転者の時間外労働の上限規制の影響もあり、流通への影響が懸念されています。農業分野においても同様に人口減少が農村で先行し、農業者の減少及び高齢化が著しく進展している状況です。

こうした状況から、国では本年度、「食料・農業・農村基本法」を改正し、食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展のための生産性の向上、農村における地域社会の維持等を図るため、基本理念を見直すとともに、関連する基本的施策を定めました。あわせて、中長期的な取組の方針となる食料・農業・農村基本計画が令和6年度内に策定される見込みとなっています。

また、山形県においては、第4次農林水産業元気創造戦略（令和3年度～令和6年度）により、県民・国民のいのちをつなぐ食料需給県やまがたの更なる発展を目指し、「人づくり」「農村（むら）づくり」「魅力（かち）づくり」「森林（もり）づくり」「海川（うみかわ）づくり」の5つの基本戦略により施策を展開しています。現行戦略の取組期間が最終年度を迎えていることから、次期戦略策定に向けた検討が進められています。

本市においては、こうした情勢を踏まえながら、国の食料・農業・農村基本計画や山形県の次期農林水産業元気創造戦略と連動し、地域農業を持続的に力強く成長させるための指針及び施策展開を示していかなければなりません。

第3節 南陽市農業振興計画(平成30年度～令和6年度)の成果と課題

1 成果指標の達成状況

南陽市農業振興計画（平成30年度～令和6年度）の成果指標は31項目あり、その内目標値を達成したものが14項目、未達成が10項目、目標設定のないものが7項目となりました。

主な指標を分析すると、認定農業者数については、農業者数が減少傾向に推移していることや担い手の高齢化に伴い認定の期間満了を迎える方が多いこと等により目標未達となりました。また、農業法人数、担い手への集積率については、目標値には届かないものの、現状値から一定の増加がみられ、域内においては農地の集積、集約化は進展しているもの推察されます。

作付面積の指標については、いずれも目標値未設定としていますが、国の政策である水田活用直接支払交付金等により、加工用米、飼料用米が現状値から大幅に増加しています。

生産額の指標については、シャインマスカット等の生産量増加、価格の上昇を受け「ぶどうが」増加傾向にある一方、さくらんぼ、りんご、西洋梨は目標未達となっており、近年における気象変動の影響を受けたものと考えられます。

有機農業の取組面積の指標については、5項目のうち3項目が目標未達となっていますが、要因としては有機農業への取組者の減少や農地集積、集約化に伴い、有機農業に係る耕地面積の減少が考えられます。

指標	単位	現状値		目標値	実績値		状況
新規就農者（直近5年平均）	人	9	H27年度	12	12	R5年	○
認定農業者数（法人含む）	人	290	H27年度	300	239	R5年度	△
農業法人数	法人	17	H27年度	25	20	R2年	△
担い手への農地集積率	%	49.4	H29.3.31	80.0	64.6	R6.3.31	△
ため池ハザードマップ作成	箇所	5	H29.3.31	7	33	R6.3.31	○
作付面積（主食用米）	ha	1,181.4	H28年度	未設定	1,105.0	R5年度	—
作付面積（加工用米）	ha	22.4	H28年度	未設定	90.0	R5年度	—
作付面積（飼料用米）	ha	35.1	H28年度	未設定	71.5	R5年度	—
作付面積（WCS用稲）	ha	17.9	H28年度	未設定	20.0	R5年度	—
作付面積（米粉用米）	ha	0.0	H28年度	未設定	0.0	R5年度	—
作付面積（大豆）	ha	20.9	H28年度	未設定	24.2	R5年度	—
作付面積（そば）	ha	2.4	H28年度	未設定	4.5	R5年度	—
生産額（野菜）	千万円	51	H27年度	52	59	R4年度	○
生産額（花き）	千万円	7	H27年度	7	9	R4年度	○
生産額（さくらんぼ）	百万円	1,422	H27年度	1,457	1,410	R4年度	△
生産額（ぶどう）	百万円	1,301	H27年度	1,541	2,020	R4年度	○
生産額（りんご）	百万円	487	H27年度	504	370	R4年度	△

指標	単位	現状値		目標値	実績値		状況
生産額（西洋梨）	百万円	354	H27 年度	412	280	R4 年度	△
生産額（畜産）	百万円	2,720	H27 年度	2,820	2,910	R4 年度	○
地場産デー取組施設の増加（児童施設）	施設	9	H28 年度	12	12	R5 年度	○
地場産デー取組施設の増加（小学校）	施設	7	H28 年度	7	7	R5 年度	○
地場産デー取組施設の増加（中学校）	施設	3	H28 年度	3	3	R5 年度	○
取組面積（カバークロップ）	a	75	H28 年度	75	860.0	R5 年度	○
取組面積（堆肥の施用）	a	11,433	H28 年度	11,450	16,690	R5 年度	○
取組面積（有機農業）	a	2,303	H28 年度	2,396	1,870	R5 年度	△
取組面積（簡易ビオトープ）	a	87	H28 年度	87	0	R5 年度	△
取組面積（冬期湛水管理）	a	7,495	H28 年度	7,500	3,660	R5 年度	△
6次産業化法認定者数	事業者	4	H28 年度	5	4	R5 年度	△
食品加工事業者数	事業者	5	H28 年度	6	6	R3 年	○
農作物被害額	千円	13,088	H28 年度	11,000	8,244	R5 年度	○
農作物被害面積	a	4,266	H28 年度	3,224	1,015	R5 年度	○

※目標値は令和6年度の数値。状況欄には、目標値の達成状況を○：達成、△：未達成で表記している。

2 各政策、取組の実績から見える現状と課題

〔基本方針1〕 経営能力に優れた多様な経営体の育成

施策(1) 新たな人材の発掘と育成

取組 ① 青年、退職者、UIターン者等への就農支援

- ・目標とする地域農業の姿に応じて、確保すべき農用地の範囲と経営的に望ましい規模・形態を勘案し、それを維持していくための担い手数を確保していく必要がある。
- ・全国的に生産人口の減少が著しく、他産業を含めた中で担い手を確保することが必要であり、多様なプレーヤーが参入できるよう、就農初期の支援策を継続していくことが重要である。

施策(2) 認定農業者と集落営農組織等の育成

取組 ① 認定農業者及び中心経営体の育成・確保

- ・認定農業者は地域の中心的担い手として農業に取り組みされており、個々の経営目標に応じて補助事業、制度資金等を活用しながら育成していく必要がある。
- ・基幹的農業従事者が減少していく中で、農地等の集積・集約化を進めるとともに、目標とする地域農業の姿に応じた適正な担い手数を確保していく必要がある。

取組 ② 集落営農組織の育成・農業法人化の推進

- ・現状では、集落営農組織の設立は無く、農家以外の農業事業体が農地の引き受け手となる動きは見られない。
- ・経営形態・状況によっては法人化の利点もあることから、志向する農業者に対しては、支援センターによる講習、専門家派遣など、法人化に向けた各種支援を行う必要がある。

取組 ③ 経営体の経営力強化の推進

- ・農地中間管理事業の実施により、水田における地域担い手への集積は一定の進捗が見られるものの、労働集約型農業となる樹園地における集積は進まない状況にある。
- ・農業経営基盤強化促進法の改正により、従来の「人・農地プラン」が「地域計画」として法定化されたことから、地域での継続的な話し合いにより、更なる農地の集約化を進めていく必要がある。

〔基本方針2〕 生産力強化に向けた基盤の整備

施策(1) 農地利用の集積と優良農地の確保

取組 ① 農地の保全と優良農地の確保

- ・農業者が急速に減少している中で、相続未登記による所有者不明農地等も含め、営農が継続されない農地が増加することが懸念される。
- ・地域農業の持続性を確保していくため、引き続き農地の保全及び優良農地を地域担い手へ継承させる取組が必要である。

取組 ② 担い手による農地利用集積の推進

- ・水稲においては、一定の経済合理性の元に規模拡大が進んでいる。
- ・農業者が大幅に減少することが予想される中で、現在よりも相当程度少ない農業者で農業経営を営むため、農地の集積・集約化に加え、農業経営の基盤強化が求められる。

取組 ③ 耕作放棄地対策の強化

- ・国・県の耕作放棄地再生事業補助金等を活用し、地域担い手による再生作業が実施されている。
- ・水田活用の直接支払交付金について、5年間に一度も水張りが行われていない農地は令和9年度以降交付対象としないとの要件が示されたこと（以下、「5年水張り」という。）により、特に生産条件不利地とされる中山間部において、耕作放棄地の増加及び獣害被害の増加が懸念される。
- ・地域内での話し合いにより優良農地は地域担い手への農地集積を進めるとともに、荒廃農地については再生作業に対する支援の継続が必要である。

【基本方針3】 地域の特性を活かした農業の推進

施策(1) 作目別の生産振興

取組 ① 稲作の振興

- ・平成30年産米から山形県農業再生協議会から示される「生産の目安」を基準として、農業者（産地）の主体的な判断により需要に応じた生産・販売が行われている。
- ・新型コロナウイルス感染拡大の影響により米の需要量が落ち込み、需給調整のため主食用米から飼料用米、WCS用稲への作付転換が図られた一方、異常気象等の影響による生産量の低下やインバウンド需要の急増等が要因となり米不足や米価高騰を招くなど、生産者が情勢に振り回される状況となっている。
- ・担い手不足による生産基盤の弱体化が課題であり、治水機能を持つ水田の確保と稲作の安定生産を図るとともに、高温耐性等気候に合った水稲の品種転換、輸出用等の需要や畜産飼料用としての需要増への対応が必要である。

取組 ② 土地利用型作物の安定生産

- ・水田活用の直接支払交付金や畑作物の直接支払交付金等を活用し、作付拡大と収益性向上に対して支援を行っており、食料自給率向上の観点から引き続き支援が必要である。
- ・大豆については、近年の異常気象等による大雨被害やイノシシ等の獣害により作付を断念する傾向にあったが、集落組織への機械導入により安定生産と収量増加に向けて面積拡大を進めている。
- ・そばについては、耕作放棄地等の再生により作付面積が拡大している。
- ・安定生産に向けた生産者の確保と近年の異常気象等にも対応できる生産技術の導入が課題であるとともに、「5年水張り」により交付金の対象外となった場合も生産継続できるような支援が必要である。

取組 ③ 園芸作物施策(野菜・花き)の振興

- ・平成29年度に置賜地域の園芸施設の拠点となる「JA全農山形おきたま園芸ステーション（川西町）の新設に伴い、山形県、JA、各市町が連携して「置賜地域えだまめ・アスパラガス生産拡大推進会議」を設置し、園芸作物の振興を図っている。
- ・アスパラガスについて、市町、JA、県農業技術普及課がサポートチームとなり、圃場見学会などによる新規栽培者の掘り起こし、栽培技術指導等の取組を行っている。
- ・新規就農者を中心にアスパラガス、きゅうり等の園芸野菜の栽培が拡大しており、定着促進に向けた支援が必要である。
- ・花きについては、主力となるアルストロメリア等が施設栽培されているが、近年、社会情勢の変化に伴う資材価格や燃料価格の高騰により農業経営に影響が及んでいることから、引き続き省エネ化やセーフティネット対策等に取り組む必要がある。

取組 ④ 果樹の振興

- ・果樹栽培について、急しゅんな傾斜地や中山間地等の条件不利地においては、人口減少に加え、生産者の高齢化・後継者不足に伴い耕作放棄地が増加し、栽培面積は減少傾向にある。
- ・近年、地球温暖化に伴う急激な気候変動により、自然災害をはじめ、農作物における高温障害、生育不良等が発生しており、各種対策資材の導入や栽培技術指導、高温耐性品目又は品種への転換など、高品質安定生産に向けた支援が必要である。
- ・山形県では、「置賜ぶどう産地ブランド化推進会議」によりシャインマスカットを中心とした大粒種ぶどうのブランド力強化、置賜ぶどうのブランド確立、高品質なワイン用ブドウの安定生産の推進等に取り組んでおり、本市の主力品目となるぶどうの生産振興に向けて関係機関と連携して取り組む必要がある。
- ・国・県補助金を活用しながら、もも、大粒種のぶどう等の高収益な樹種への転換や新品種の導入、団地化の推進等が進められているほか、ブルーベリー、ラズベリー等の新たな品目への転換を図る取組もみられる。

取組 ⑤ 畜産の振興・耕畜連携の推進

- ・高齢化等による廃業で農家数（令和6年2月1日現在、乳牛12戸、肉用牛16戸、養豚4戸、養鶏7戸）は減少している一方、酪農、養豚では規模拡大を図った大規模経営の法人もあり生産額は増加している。
- ・耕畜連携について、水田活用の直接支払交付金を活用し、畜産農家と耕種農家による飼料作物の生産と生産ほ場への堆肥散布で資源循環は大きく進んでおり、引き続き環境保全型農業直接支払交付金等も活用しながら水稻生産ほ場へ堆肥を投入する等、環境と調和の取れた生産への転換が必要である。
- ・「5年水張り」により、転作作物としての飼料生産は令和9年度以降に減少が見込まれることから、畜産農家の飼料自給率向上と飼料生産によるコスト削減等を推進する必要がある。

施策(2) 地産地消の普及と食育の推進

取組 ① 地産地消と食育の啓蒙・普及

- ・小・中学校及び児童施設において、食材提供による地場産デー給食を実施し、地産地消と食育の推進を図っている。児童・生徒への取組は、地域の自然や農業などへの理解を深め、郷土への愛着を育むとともに、食や健康に対する興味、関心を高めるものであり、長期的なビジョンをもって継続的に取り組む必要がある。
- ・南陽市農業祭事業により生産者と消費者との結びつきの強化を図るとともに、南陽市食育・地産地消推進計画に基づく各種事業を展開し、市民各層への地産地消と食育の啓蒙、普及を図っている。
- ・家庭や外食・中食産業など、農産物の実際の消費を行う対象者への普及・啓蒙や生産者における食材の安定供給に資する取組が求められる。

施策(3) 環境にやさしい農業の推進

取組 ① 環境保全型農業の推進

- ・環境保全型農業直接支払交付金を活用し、環境保全に効果の高い営農活動を展開しており、堆肥の施用や冬期湛水管理の取り組みが拡大した。
- 一方、有機農業の取り組みは減少となった。
- ・令和4年7月に施行された「みどりの食料システム法」により、持続可能な生産・消費の推進に向けては環境負荷低減の取り組みが重要とされており、今後も環境保全型農業直接支払交付金等を活用しながら取組農業者・取組面積の拡大を目指す必要がある。
- ・有機農業については、取組農業者が固定化し、取組面積も拡大できない状況にあることから今後は新規取組農業者の確保や品目の拡大を目指す必要がある。

【基本方針4】 農産物のブランド化と産地づくりの推進

施策(1) 農産物のブランド化の推進

取組 ① 農産物のブランド戦略の展開

- ・市農業祭においてファーマーズマルシェを開催するほか、ふるさと納税等を活用しながら農畜産物・6次化製品の市内外へのPR活動を展開している。
 - ・得意とする農産物の品目が多い中で、おかひじきやデラウェアなど全国的に高いシェアを誇る農産物はあるものの、近隣の他市町との差別化や素材そのもののブランド化には至っていない。
 - ・「置賜ぶどう産地ブランド化推進会議」により、置賜ぶどう産地のブランド化の取組を進めている。
 - ・農産物のブランド化に向けては、ヒト・モノ・カネの限られたリソースを活用しながら、特定の品目に絞ったプロモーションや長期的なイメージ戦略を行う必要がある。
 - ・販路拡大に向けて、農業生産工程管理（GAP）の取組及び地理的表示保護制度の活用
- の推進を検討する必要がある。

施策(2) 6次産業化の取り組み支援

取組 ① 6次産業化に向けた取組の支援

- ・6次産業化ネットワーク推進協議会を組織し、6次産業化に向けた研修会の開催、6次化商品コンクール及び商品開発への支援、全国的な食品見本市等への出展支援を実施している。
- ・さくらんぼ、ぶどうを中心に以前から果樹の直販や観光果樹園に取り組む農業者が一定程度存在する。新型コロナウイルス感染症の流行以降、6次化産品を開発する事業者が増加しており、商品のブラッシュアップや販路拡大に向けた食品見本市への出展支援など、市内事業者の需要に応じた支援が必要である。
- ・農業者の経営規模拡大に伴い、冬期間の雇用確保や経営多角化のニーズが拡大している他、農業及び農産物を観光資源として活用する動きが民間レベルでみられることから、民間事業者における農産物販売の拠点施設整備や農産物加工施設整備を支援していく必要がある。

施策(3) 売れる農産物生産による産地づくりの推進

取組 ① 農産物の競争力強化

- ・果樹の安定供給に向けて、山形県と協調しながら農業施設等整備に係る各種補助事業を実施している。
- ・急激な気候変動により、さくらんぼを中心とした果樹の安定供給が難しい状況になっている。
- ・品種転換に係る経費や、凍霜害対策・高温対策に係る資材や機械、設備の導入経費等への支援を県と協調して行っているが、気候変動はもちろん、生産者の減少も多いため、安定供給に向けた課題は非常に大きい。
- ・置賜農業振興協議会、おきたま食のモデル地域実行協議会、置賜ぶどう産地ブランド化推進会議等により、山形県、J A、近隣自治体と連携しながら、生産基盤強化、生産技術指導、販路拡大等の取組を進めている。

取組 ② 消費者要望の把握と産地づくりへの反映

- ・地域の消費者と生産者をつなぐ地産地消の取組として農業祭を開催しているが、より効果的な事業とするため、開催時期や開催内容についてブラッシュアップが必要である。
- ・首都圏等における物産事業の実施は、八王子いちようまつり、東京南陽会の開催のみであり、効果は限定的である。
- ・ふるさと納税の寄附件数は、平成27年度17,683件に対し、令和5年度38,978件と2.2倍に伸びており、全国への訴求力が飛躍的に高まっており、引き続き情報発信手段として積極的な活用が必要である。

〔基本方針5〕 農村の多面的機能の発揮

施策(1) 農村環境の改善と保全

取組 ① 多面的機能支払交付金の取り組みによる農地の保全

- ・多面的機能支払交付金事業により21組織が水路、農道等の地域資源の保全管理に係る地域の共同活動に取り組んでいる。現在、令和6年度から令和10年度までの第3期計画により活動を展開している。
- ・構成員の高齢化に伴う参加者の減少、担い手不足等により実施組織数が減少しているほか、農地集積による対象面積の拡大等もあり、実効性のある実施体制の確保及び事務の簡素化等が課題となっている。

取組 ② 中山間地域及び山村地域の振興

- ・中山間直接支払交付金事業により15集落が中山間地域の農用地を維持していくために協定を締結し、農業生産活動に集落単位で取り組んでいる。現在、令和2年度から令和6年度までの第5期対策として実施している。
- ・構成員の高齢化に伴う参加者の減少、担い手不足等により実施集落数が減少しており、実効性のある実施体制の確保及び事務の簡素化等が課題となっている。

取組 ③ 有害鳥獣捕獲による農産物の保全

- ・南陽市鳥獣被害防止計画に基づき、南陽市鳥獣被害対策実施隊の協力を得ながら、有害鳥獣の捕獲、電気柵等の防護、鳥獣の住みにくい環境管理の三側面から対策を実施している。
- ・農作物の被害額は、平成28年度の13,088千円から令和5年度は8,244千円に減少している。
- ・捕獲を担う鳥獣被害防止対策実施隊員の高齢化が進み、将来にわたる持続的な担い手の確保が課題である。

第4節 現状分析と施策の方向性

1 SWOTによる現状分析

前節までの本市農業を取り巻く情勢を踏まえ、SWOT分析により農業振興に係る内部環境（強み、弱み）と外部環境（機会、脅威）に分類し、整理した結果は以下のとおりです。

SWOT分析表

	プラス面	マイナス面
内部環境	強み（Strength） ①農地の集積、集約化の進展 ②新規就農者の一定程度の確保 ③農地基盤整備の進展 ④盆地特有の気温差、日照時間 ⑤県内有数の農畜産物の生産拠点 ⑥米、果樹、豚等の高品質な農畜産物 ⑦地域計画の策定	弱み（Weakness） ①農業従事者の減少と高齢化 ②経営耕地面積の減少 ③集落営農組織の減少、構成員の高齢化 ④地域農畜産物の認知度の低さ ⑤条件不利地の遊休農地化
外部環境	機会（Opportunity） ①高速交通網の開通 ②東北農林専門職大学の開校 ③新規就農志向の高まり ④スマート農業、農業DXによる生産性向上 ⑤世界の食料需給の変動 ⑥環境・人権に配慮しない食品の市場からの排除	脅威（Threat） ①国内市場の一層の縮小 ②地球温暖化の進行 ③イノシシ等の鳥獣被害の発生 ④資材価格、飼料価格の高騰 ⑤主食用米需要の低下 ⑥気候変動等による食料生産の不安定化

2 クロスSWOT分析

クロスSWOT分析により、内部環境と外部環境のそれぞれの要素を掛け合わせて、農業振興に向けた戦略は以下のとおりです。

クロスSWOT分析表

	強み (Strength)	弱み (Weakness)
	①農地の集積・集約化の進展 ②新規就農者の一定程度の確保 ③農地基盤整備の進展 ④盆地特有の気温差、日照時間 ⑤県内有数の農畜産物の生産拠点 ⑥米、果樹、豚等の高品質な農畜産物 ⑦地域計画の策定	①農業従事者の減少と高齢化 ②経営耕地面積の減少 ③集落営農組織の減少、構成員の高齢化 ④地域農畜産物の認知度の低さ ⑤条件不利地の遊休農地化
機会 (Opportunity)	強み (S) × 機会 (O) ・担い手への集積・集約化の推進 ・生産力強化に向けた基盤整備促進 ・人材定着に向けた園芸団地形成推進 ・地域資源活用価値創出対策の拠点整備に向けた支援	弱み (W) × 機会 (O) ・担い手の育成・確保 ・多様な人材確保（農福連携・女性活躍・高齢農業者） ・スマート技術等を活用した生産性向上 ・地産地消、食育の推進 ・農産物の販路拡大、輸出促進 ・6次化商品の開発支援
脅威 (Threat)	強み (S) × 脅威 (T) ・地域特性を活かした農作物の生産振興 ・農産物のブランド化推進 ・アグリツーリズムの推進 ・環境負荷低減の取組の推進	弱み (W) × 脅威 (T) ・セーフティネットの普及・利用促進 ・遊休農地の活用、粗放的管理の推進 ・鳥獣害対策の推進 ・自然災害に対応した防災・減災対策

強み (S) × 機会 (O) = SO 戦略 (強みを活かし、機会をとらえる積極的戦略)

弱み (W) × 機会 (O) = WO 戦略 (弱みを改善し、機会に挑戦する段階的戦略)

強み (S) × 脅威 (T) = ST 戦略 (強みを活かし、脅威を避ける差別化戦略)

弱み (W) × 脅威 (T) = WT 戦略 (弱みを理解し脅威を避ける防衛的戦略)

3 現状分析のまとめ

クロスSWOT分析結果を踏まえ、農業振興に向けた戦略を人材確保、所得向上、環境保全、リスク管理の4つの観点から整理し、施策体系のベースとします。

人材確保 ・担い手の育成・確保 ・多様な人材確保（農福連携・女性活躍・高齢農業者） ・担い手への集積・集約化の推進	所得向上 ・生産力強化に向けた基盤整備促進 ・人材定着に向けた園芸団地形成推進 ・地域資源活用価値創出対策の拠点整備に向けた支援 ・地域特性を活かした農作物の生産振興 ・農産物のブランド化推進 ・スマート技術等を活用した生産性向上 ・農産物の販路拡大、輸出促進 ・アグリツーリズムの推進	環境保全 ・地産地消、食育の推進 ・環境負荷低減の取組の推進 ・遊休農地の活用、粗放的管理の推進
		リスク管理 ・セーフティネットの普及・利用促進 ・鳥獣害対策の推進 ・自然災害に対応した防災・減災対策

第3章 基本計画

第1節 将来像及び基本目標

1 将来像

本市では、基幹産業である農業の持続的な発展に向けて、南陽市農業の将来像を以下のとおり定めます。

つながり つどう 力強い成長を続ける南陽市農業

2 基本目標

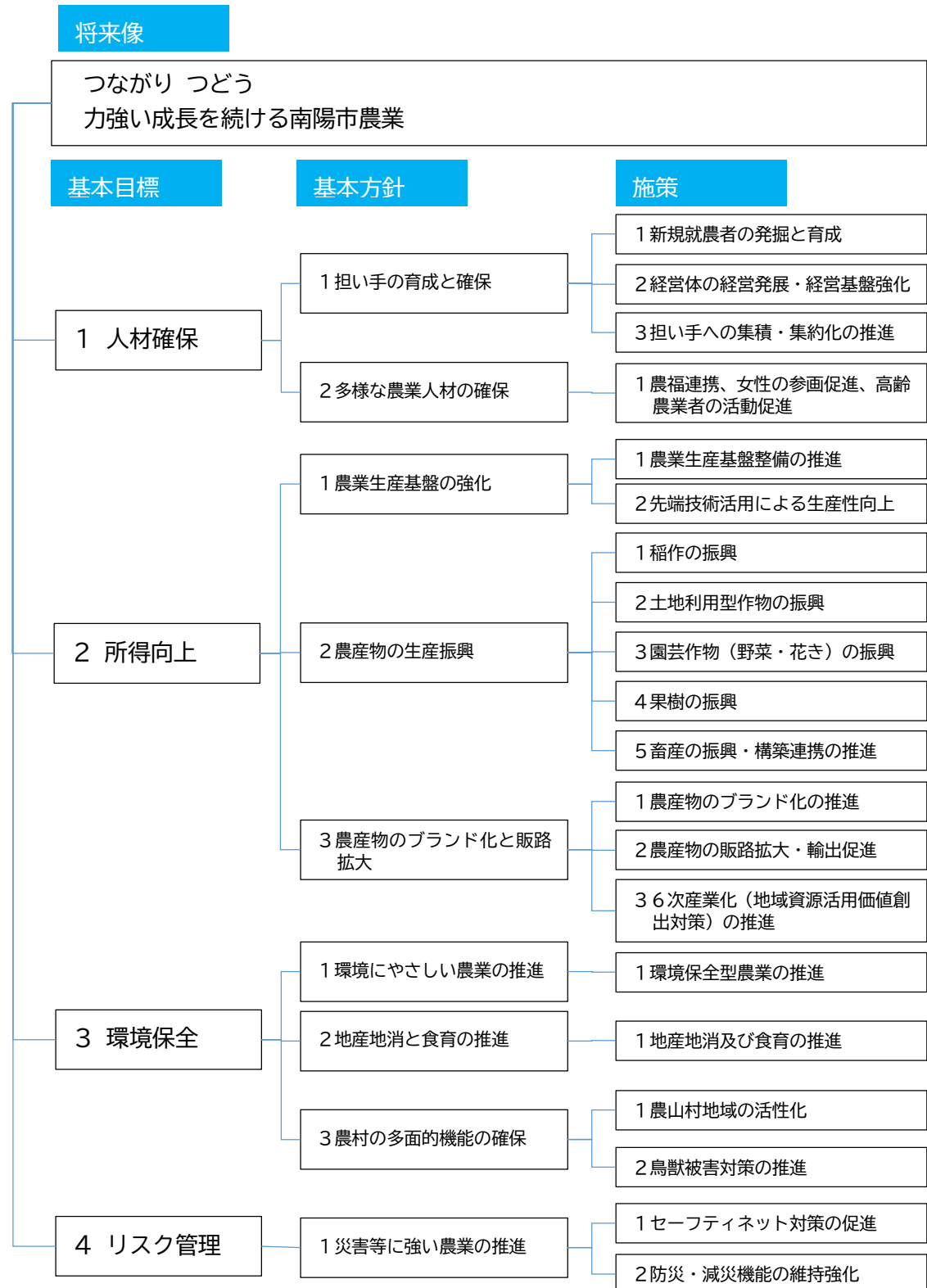
本市農業の将来像の実現に向けて、以下の4つの基本目標を掲げ、施策展開します。

基本目標1 人材確保	農業者の経営発展支援、経営基盤の強化等により農業の担い手となる人材の育成及び確保を行います。 新規就農者の掘り起こし、農福連携、女性活躍、高齢農業者の活動促進など多様な農業人材を位置付けます。
基本目標2 所得向上	効率的かつ安定的な農業経営に資するため、農業生産基盤の強化及び効率化、高度化を支援します。 地域特性を活かした農作物の生産振興、農産物のブランド化、販路拡大等により農業者の所得向上を目指します。
基本目標3 環境保全	有機農業の拡大、温室効果ガス排出削減、生物多様性保全に配慮した農業の推進、農村の機能の確保等により持続可能な農業を目指します。 消費者における農産物への理解や行動変容を促すため、農業体験等の食育や地産地消に向けた取組を進めます。
基本目標4 リスク管理	気候変動や災害等に強い農業を構築するため、関係機関と連携した高温対策技術や品種、作物の導入支援、自然災害に対する防災・減災機能の維持強化を図ります。 収入保険等のセーフティネット対策の利用促進、鳥獣被害の防止対策等により経営の安定化を図ります。

第2節 施策の展開

1 施策の体系

本市の農業の将来像実現に向けて、基本目標及び基本方針、施策を以下のとおり展開します。



2 施策の展開

基本目標 1 人材確保

基本方針1 担い手の育成と確保

人口減少、少子高齢化による農業従事者の急激な減少を克服し、本市の基幹産業である農業を持続的に発展させていくためには、意欲ある担い手の育成及び確保が喫緊の課題です。

この状況に対応するため、新規就農者の掘り起こしや経営発展に向けた伴走型の支援、認定農業者等の経営力強化に向けた取組支援、中心的担い手への農地の集積等を進めます。

施策1 新規就農者の発掘と育成

主な取組	主な事業
○新規就農者の就農開始や機械・施設導入等の経営発展に向けた取組に対して伴走型の支援を行う。 ○次世代を担う農業後継者の育成に向けて、青年及び女性農業者による研修活動を支援する。 ○就農希望者に対する短期農業体験等の研修活動を支援する。	・新規就農者育成総合対策事業 ・地域担い手育成総合支援事業 ・新規就農者研修支援事業

施策2 経営体の経営発展・経営基盤強化

主な取組	主な事業
○生産の効率化に向けた農業機械及び施設の導入を支援し、農地の集約化を促進する ○認定農業者の経営発展に向けて、研修、情報交換、交流の機会を提供し、農業経営改善計画達成に向けた伴走型の支援を行う。 ○農業者の経営基盤強化に向けて、スーパーL資金近代化資金等の各種制度資金の活用促進を図る。	・農地利用効率化等支援交付金事業 ・未来を育む農業担い手育成支援事業 ・経営継承・発展等支援事業 ・農業競争力強化利子助成事業 ・認定農業者育成確保推進事業

施策3 担い手への集積・集約化の推進

主な取組	主な事業
○地域農業の将来のあり方、農地の利用目標等を定める「地域計画」推進に向けた地域内協議及び計画の更新を行う。 ○農地中間管理事業を活用して、担い手への農地集積を促進する。	・地域計画推進事業 ・農地集積推進事業

基本方針2 多様な農業人材の確保

農業分野において人手不足や高齢化が進む中で、多様な農業人材が、離農する農業者の経営農地の受け皿として農地を保全・管理していくことが求められています。

このような状況から多様な農業人材として、農業と福祉が連携し、障がい者の生きがいや就労等につながる農福連携の取組を促進します。また、農業分野における女性農業者及び高齢農業者の参画、活躍を図ります。

施策1 農福連携、女性の参画促進、高齢農業者の活動促進

主な取組	主な事業
○山形県農福連携推進センターをはじめ関係機関と連携し、 農業者等と障がい者施設の施設外就労のマッチングを支援する。 ○女性農業者、高齢農業者の活躍の場を創出します。 ○生産者による1日農業バイトアプリ利用を促進する。	・農福連携の推進 ・女性の参画促進 ・高齢農業者の活動促進 ・県農業働き手確保対策協議会事業

基本目標2 所得向上

基本方針1 農業生産基盤の強化

担い手の急速な減少が見込まれる中で、農地の維持、確保を図るため、効率的な農業経営の確立が求められています。

このような状況から農業生産基盤整備によりほ場の大区画化や用排水施設の整備を図るとともに担い手への農地の集積を促進します。また、生産性の向上のために必要となるデジタル技術の導入やデータ活用といったスマート農業等の先端技術の普及促進を図ります。

施策1 農業生産基盤整備の推進

主な取組	主な事業
○担い手への農地集積の加速化や農業の高付加価値化を推進するため、農地の区画整理、農業用排水施設の整備等を行う。 ○土地改良区、関係自治体と連携して基幹水利施設等の一元管理を行う。	・農地整備事業 ・基幹水利施設管理事業 ・水利施設管理強化事業 ・水利施設等整備事業 ・取水堰管理事業

施策2 先端技術活用による生産性向上

主な取組	主な事業
○スマート農業等の先端技術の普及促進を図るとともに、これら技術を活用した作業代行等を提供する農業支援サービス事業体の育成・活用を推進する。 ○生産者による1日農業バイトアプリ利用を促進する。	・県農業働き手確保対策協議会事業 ・スマート農業推進事業（地域おこし協力隊）

基本方針2 農産物の生産振興

近年、地球温暖化により豪雨災害、凍霜害、高温障害等の気象災害が頻繁に発生しており、減収の要因となっているほか、国際情勢の変化により資材価格、飼料価格が高騰するなど、農業経営を取り巻く環境は変化が激しい状況にあります。

こうした状況から、本市農業の特性や市場動向、将来性を踏まえて、収益性の高い農産物の産地づくりを進めるとともに、作物毎に重点振興品目を設定し振興を図ります。

稲作については、主食用米の生産の目安を基準としながら、需要に応じながら安定生産・販売ができるよう関係機関と連携して取組を進めます。また、担い手不足に対応し、米の生産力、水田の治水機能を維持するため、圃場の集積、集約化、規模拡大に対して支援していきます。

土地利用型作物については、大雨被害や獣害等が単収減の要因となっていることから、耕作条件改善に向けた生産技術導入を支援します。関係機関と連携しながら水田活用の直接支払交付金の見直しに対応した技術支援を行います。

園芸作物施策（野菜・花き）については、若手の新規就農者を中心にアスパラガス、きゅうり等の園芸野菜の栽培が拡大しており、関係機関と連携しながら定着促進に向けた技術支援と経営発展に向けた支援を行います。また、近年の気候変動に応じて、温暖化に対応する技術導入や栽培品目、品種の検討を支援します。

果樹については、労働集約型農業となっており、担い手の高齢化や耕作条件を理由とした離農が見られることから、次世代へ果樹産地として継承する取組を支援します。また、温暖化に対応するため、関係機関と連携しながら凍霜害や高温障害等に対応した技術支援や高温耐性のある品種、品目の導入を支援します。

畜産については、意欲的な経営体の規模拡大が進む一方、中小規模の経営体が減少していることから、地域の中心となる担い手の育成を図るとともに生産施設等の経営基盤強化を図ります。また、畜産農家と耕種農家による耕畜連携について、国交付金などを活用しながら更に推進します。

重点振興品目

区 分	品 目
穀類、豆類	米、酒米、もち米、小麦、大豆、そば
果樹	おうとう、ぶどう、醸造用ぶどう、りんご、もも、すもも、西洋梨、ブルーベリー、ラズベリー、酸果オウトウ、柿、栗、ホップ
野菜等	おかひじき、アスパラガス、えだまめ、さといも、さつまいも、トマト、キャベツ、はくさい、ねぎ、きゅうり、いちご、スイカ
畜産物	牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵、牛乳、ハチミツ
水産物	鯉
花卉	菊、アルストロメリア、りんどう、ダリア、スターチス
特用林産物	きのこ類、樹実類（栗等）、山菜類、木炭

施策1 稲作の振興

主な取組	主な事業
○生産コストの低減、販売額の増加、労働生産性の向上等、産地の高収益化に向けた農業機械導入等の取組を支援する。 ○米の需給調整を効果的に進めるため、地域営農推進活動に取り組む生産実行組合等組織を支援する。	・産地生産基盤パワーアップ事業 ・集落農業連携推進事業 ・経営所得安定対策等交付金 ・耕畜連携事業

施策2 土地利用型作物の振興

主な取組	主な事業
○食料需給率の向上を図るため、各種補助制度、交付金等を活用しながら水田の有効活用、規模拡大等を支援する。 ○担い手による遊休農地の再生と農地活用の取組を支援する。	・経営所得安定対策等交付金 ・耕作放棄地等再生支援事業

施策3 園芸作物(野菜・花き)の振興

主な取組	主な事業
○山形県、J Aと連携しながら、アスパラガス等の重点振興品目について、新規栽培者の掘り起こしを行う。 ○農業技術普及課、J Aによる園芸野菜の技術指導につなげ、新規栽培者の定着促進を図る。 ○資材価格、燃料価格の高騰に対応するため、花き栽培者のセーフティネット対策等への加入促進を図る。 ○生産者の所得向上や競争力強化に向けて、農業用施設、農業機械等の導入を支援する。	・アスパラガスサポートチーム ・産地生産基盤パワーアップ事業 ・園芸やまがた産地発展サポート事業 ・セーフティネット対策

施策4 果樹の振興

主な取組	主な事業
○温暖化に対応した品目、品種への転換を支援し、持続可能な果樹産地の形成を図る。 ○生産者の所得向上や競争力強化、次世代への園地継承に向けて、園地の新植・改植や農業用施設、農業機械等の導入を支援する。	・産地生産基盤パワーアップ事業 ・園芸やまがた産地発展サポート事業 ・果樹王国やまがた再生戦略推進事業 ・果樹新植更新助成事業

施策5 畜産の振興・構築連携の推進

主な取組	主な事業
○意欲ある畜産経営体等の規模拡大及び生産性の向上、経営の効率化等を支援する。 ○飼料用米のわら利用や水田放牧、資源循環などの取組を支援する。	・ 畜産クラスター事業 ・ 畜産所得向上支援事業 ・ 耕畜連携事業 ・ 自給飼料確保対策事業

基本方針3 農産物のブランド化と販路拡大

本市では、全般的に地域に関する認知度の向上やブランド力の向上が課題となっており、農業分野においても良質な農産物が生産され、全国的に高いシェアを占めているものもあるものの、十分に魅力や特色を伝えきることができていない現状にあります。また、本市特産のぶどうとワイン産業の関係性のように、6次産業化や異業種との連携の強化、農村資源を活用した観光コンテンツの開発等、多様な地域資源を活用し、付加価値を創出する取組が求められています。

こうした状況から、農産物の付加価値を高め、地域資源を最大限活用していくため農産物のブランド化や農産物の輸出を含めた販路拡大、6次産業化（地域資源活用価値創出対策）を支援します。

施策1 農産物のブランド化の推進

主な取組	主な事業
○山形県及び関係機関と連携しながら大粒種ぶどうのブランド力強化、置賜ぶどうのブランド確立、高品質なワイン用ブドウの安定生産に向けた取組を推進する。 ○SNS、動画等を活用した情報発信により農産物や加工品の付加価値を高める。	・置賜ぶどう産地ブランド化推進会議事業 ・農 tuber 事業（地域おこし協力隊）

施策2 農産物の販路拡大・輸出促進

主な取組	主な事業
○山形県及び近隣自治体と連携し、置賜産農産物のプロモーション活動を展開する。 ○食品見本市への出展等により、農産物及び加工品の販路開拓を促進する。 ○事業者における安全・安心な商品の提供に向けたGAP、HACCP等の取組を促進させる。 ○JETRO、山形県国際経済振興機構等と連携しながら、商談会の開催及びマッチングの支援により、本市及び農産物等の海外取引機会の創出を図る。	・6次産業化推進事業 ・置賜農業振興協議会事業

施策3 6次産業化(地域資源活用価値創出対策)の推進

主な取組	主な事業
○ワイン醸造設備の導入支援等により南陽産ワインの振興を図る。 ○農産物・地域資源を活用した加工品開発、販路拡大、産業連携などの取組を支援する。 ○農産物の直売所、加工施設、地域間交流拠点等の整備を支援する。	・ワイン振興支援事業 ・ワイナリー創業人材育成事業 ・賑わい創出型ワイナリー建設支援事業 ・地域資源活用価値創出対策事業 ・山形のうまいもの創造支援事業 ・6次産業化推進事業

基本目標3 環境保全

基本方針1 環境にやさしい農業の推進

農業の生産者の減少、高齢化により生産活動の脆弱化が懸念される中で、地球温暖化の影響により局所的な豪雨など気象災害が頻発しており、農業の持続可能性への懸念が高まっています。

こうした状況から、カーボンニュートラル等による環境負荷軽減の取組により地域農業の将来も見据えた持続可能な食料システムの構築を進めます。

施策1 環境保全型農業の推進

主な取組	主な事業
○みどりの食料システム戦略に基づき、環境負荷低減を図る農産物生産の取組を支援する。	・有機農業産地づくり推進事業 ・環境保全型農業直接支払交付金 ・多面的機能支払交付金

基本方針2 地産地消と食育の推進

あらゆる世代において「食」は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものであり、食の大切さを学ぶことが求められています。また、農産物等を地域資源として活用、利用促進していくことが農林業等の振興及び農山村その他地域の活性化につながります。

こうした状況から、地域の自然や農業などへの理解を深め、郷土への愛着を育むとともに、食や健康に対する興味、関心を高めるため地産地消及び食育を推進します。

施策1 地産地消及び食育の推進

主な取組	主な事業
○南陽市食育地産地消計画を策定する。 ○学校給食で地場産農産物を活用する。 ○南陽市地産地消推進協議会事業として幼児施設や学校施設で地場産デー等による普及啓発活動を行う。 ○市農業祭を開催し、地場産農産物を発信する。	・食育・地産地消推進計画 ・農業祭開催事業 ・地産地消推進事業

基本方針3 農村の多面的機能の確保

農業及び農村は、食料を供給だけでなく、国土や環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的機能を発揮するという大きな役割を担うものです。しかし、急速に進む人口減少の影響により、担い手の減少や耕作放棄地、鳥獣被害の増加が懸念されます。

こうした状況から、農業及び農村の多面的機能を確保するため、国交付金等を活用した農山村地域の活性化及び鳥獣被害対策を推進します。

施策1 農山村地域の活性化

主な取組	主な事業
○農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動を支援する。 ○中山間地域等直接支払制度は、中山間地域等における集落による共同活動を支援する。 ○担い手による遊休農地の再生と農地活用の取組を支援する。 ○地域資源を活用した農泊、体験型農業、交流イベント、その他ネットワーク構築を支援する。	・多面的機能支払交付金 ・中山間地域等直接支払交付金 ・耕作放棄地等再生支援事業 ・水と土保全事業 ・農山村地域活性化事業（地域おこし協力隊）

施策2 鳥獣被害対策の推進

主な取組	主な事業
○被害防止のため鳥獣の捕獲や侵入防止、生息環境管理について支援する。 ○捕獲等の強化に向けた人材育成及び確保、IT技術の活用を図る。	・有害鳥獣被害防止対策事業 ・南奥羽鳥獣害防止広域対策事業 ・猟銃免許取得等補助金 ・獣害対策事業費補助金 ・有害鳥獣被害軽減事業費補助金 ・有害捕獲事業補助金

基本目標4 リスク対策

基本方針1 災害等に強い農業の推進

地球温暖化が農業分野に様々な影響を及ぼしており、高温による農産物の品質低下や栽培適地の変化が見られるほか、集中豪雨等の自然災害が頻発化及び激甚化する傾向にあり、農業経営上のリスクをもたらしています。また、家畜の伝染性疾病を媒介する野生生物の分布域の拡大や農作物の病害虫の発生地域の拡大等、疾病・病害虫の侵入・まん延するリスクが拡大しています。

こうした状況から、気候変動や災害等に強い農業を構築していくため、セーフティ対策及び、防災及び減災機能の維持強化を推進します。

施策1 セーフティネット対策の促進

主な取組	主な事業
○疾病及び病害虫の侵入・まん延防止のため、農場の防疫対策の強化を図る。 ○農業者の経営安定に向けて、収入保険等のセーフティネット対策の普及及び利用促進を図る。	・豚熱ワクチン接種緊急支援事業 ・県農業セーフティネット加入促進協議会事業 ・天災対策資金利子補給事業 ・災害・経営安定対策資金利子補給事業

施策2 防災・減災機能の維持強化

主な取組	主な事業
○大雨時の湛水被害防止に向けて老朽化する農業水利施設の更新及び田んぼダムの取組拡大を図る。 ○農業用ため池の災害等による決壊に備えるため、調査、対策を講じるとともに、不要なため池は廃止する。	・農村地域防災減災事業 ・農業水路等長寿命化・防災減災事業

第3節 成果指標

本計画では、施策の実現のため、成果指標と目標値を定め効果検証を行います。

成果指標

基本目標 1 人材確保					
基本方針 1 担い手の育成と確保					
指標	単位	現状値		目標値 (R16 年度)	設定根拠
新規就農者（直近5年累計）	人	60	R5 年	30	目標値：総合戦略 実績値：新規就農動向調査
担い手への農地集積率	%	64.6	R6.3.31	85	目標値：基本構想 実績値：担い手の農地利 用集積状況調査
基本方針 2 多様な農業人材の確保					
指標	単位	現状値		目標値 (R16 年度)	設定根拠
農福連携に取り組む経営体等	組織	2	R5 年度	4	県農福連携プロジェクトチーム資料
女性新規就農者数	人	3	R5 年度 (直近5 年平均)	3	目標値： 実績値：担い手の農地利 用集積状況調査
基本目標 2 所得向上					
基本方針 1 農業生産基盤の強化					
指標	単位	現状値		目標値 (R16 年度)	設定根拠
農地整備実施地区の大区画整備（田）面積（累計）	ha	30.1	R5 年度	59.6	土地改良事業計画計画概要書（漆山）
1日農業アルバイトアプリによる延べ成立数	件	468	R5 年度	600	県農業御労働力確保対策実施協議会資料
基本方針 2 農産物の生産振興					
指標	単位	現状値		目標値 (R16 年度)	設定根拠
作付面積（主食用米）	ha	1,105.0	R5 年度	1,092.0	R6 年度の実績値で推移するものとして設定
作付面積（加工用米）	ha	90.0	R5 年度	95.0	
作付面積（飼料用米）	ha	71.5	R5 年度	63.0	
作付面積（WCS 用稲）	ha	20.0	R5 年度	26.0	
作付面積（米粉用米）	ha	0.0	R5 年度	0.0	
作付面積（大豆）	ha	24.2	R5 年度	28.0	
作付面積（そば）	ha	4.5	R5 年度	4.5	
産出額（米）	千万円	127	R4 年度	127	市町村別農業産出額（推計）
産出額（野菜）	千万円	59	R4 年度	59	市町村別農業産出額（推計）
産出額（花き）	千万円	9	R4 年度	9	市町村別農業産出額（推計）
産出額（さくらんぼ）	千万円	141	R4 年度	141	市町村別農業産出額（推計）
産出額（ぶどう）	千万円	202	R4 年度	202	市町村別農業産出額（推計）
産出額（りんご）	千万円	37	R4 年度	37	市町村別農業産出額（推計）
産出額（西洋梨）	千万円	28	R4 年度	28	市町村別農業産出額（推計）

産出額（もも）	千万円	4	R4 年度	4	市町村別農業産出額（推計）
産出額（畜産）	千万円	291	R4 年度	291	市町村別農業産出額（推計）
基本方針 3 農産物のブランド化と販路拡大					
指標	単位	現状値		目標値 (R16 年度)	設定根拠
新たに事業者自らが6次産業化等に取り組んだ件数	件	7	R4 年度	26	第2期南陽市6次産業化推進計画
商談会等により成立した商談件数	件	5	R4 年度	20	第2期南陽市6次産業化推進計画
商品の情報発信につながるコンテスト等への出品件数	件	3	R4 年度	4	第2期南陽市6次産業化推進計画
地域資源活用価値創出対策に取り組む事業体の数	件	0	R5 年度	1	第2期南陽市6次産業化推進計画
地域資源活用価値創出対策に取り組む事業体の売上	億円	0	R5 年度	1	第2期南陽市6次産業化推進計画
基本目標 3 環境保全					
基本方針 1 環境にやさしい農業の推進					
指標	単位	現状値		目標値 (R16 年度)	設定根拠
環境保全型農業直接支払交付金取組面積	ha	242.5	R5 年度	242.5	現状値で推移するものとして設定
特別栽培農作物認証取得面積	ha	490.0	R5 年度	490.0	
有機栽培農作物認証取得面積	ha	20.3	R5 年度	20.3	
基本方針 2 地産地消と食育の推進					
指標	単位	現状値		目標値 (R16 年度)	設定根拠
学校給食における県産農林水産物の利用割合（金額ベース）	%	44.8	R5 年度	55%以上	現状値：管理課調査資料 目標：南陽市食育・地産地消推進計画
基本方針 3 農村の多面的機能の確保					
指標	単位	現状値		目標値 (R16 年度)	設定根拠
多面的機能支払交付金事業取組面積	ha	154	R5 年度	154	
中山間地域等直接支払交付金事業取組面積	ha	54	R5 年度	54	
基本目標 4 リスク対策					
基本方針 1 災害等に強い農業の推進					
指標	単位	現状値		目標値 (R16 年度)	設定根拠
鳥獣による農作物被害額	千円	8,244	R5 年度	7,420	10%減
鳥獣による農作物被害面積	a	1,015	R5 年度	914	10%減
青色申告者に占める収入保険加入割合	%	48.3	R5 年度	55.0	収入保険通信

第4章 計画の推進体制及び進行管理

第1節 計画の推進体制

本計画の実現に向けて、農業者をはじめとする市民、関係機関・団体、各種事業者が役割を認識し、協働、連携しながら一体的に推進するものとします。

〔構成員の役割〕

1 農業者

農業者には、意欲を持って農業生産活動に取り組み、農業経営を持続的かつ安定的に発展させるとともに、農村地域の活性化に中心的な役割を果たすことを期待します。

2 農業関係団体

農業関係団体には、市や関係機関との連携を強化し、農業及び農村の振興に主体的な役割を果たすよう期待します。

3 市民

市民には、農業及び農村のもつ役割を十分に理解し、食生活の改善や地域で生産された農産物の消費拡大に努めるなど、農業及び農村の振興に積極的に協力するよう期待します。

4 行政

市は、本市農業及び農村の目指すべき姿の実現に向けて、関係機関・団体と緊密に連携をとりながら、本計画の基本方針に沿って、施策・事業を総合的、計画的に推進し、本計画の実現に努めます。

第2節 計画の進行管理

本計画に掲げた各種施策の進捗状況や成果については、年度ごとに点検と評価を行い、効率的かつ効果的な施策展開を図ります。

参考 計画策定の経過

日時	会議名	検討内容
令和6年7月3日	農林課係長会議	・策定スケジュールについて
令和6年9月6日	農林課係長会議	・策定方針案について ・第6次南陽市総合計画及び食料・農業・農村基本法との対比資料について ・第1次計画の成果指標及び実績の作成について
令和6年10月3日	農林課係長会議	・第1次計画の成果指標及び実績の集約結果について
令和6年12月5日	農林課係長会議	・第2次南陽市農業振興計画(案)について
令和6年12月18日	農林課係長会議	・成果指標の設定について
令和7年1月15日 ～1月29日	パブリックコメント 関係機関へ意見照会 (JA、農業委員会)	・第2次南陽市農業振興計画(案)について
令和7年2月6日	南陽市農業振興地域 整備計画促進協議会	・第2次南陽市農業振興計画(案)について
令和7年3月19日	農林課	計画策定



第 2 次南陽市農業振興計画

発行日 令和7年3月 19 日

発行者 南陽市農林課

〒999-2292

南陽市三間通436番地の1

TEL 0238-40-3211

FAX 0238-40-3422

E-MAIL norin@city.nanyo.yamagata.jp